

事業者間精算費・収益について

平成28年9月29日

電力・ガス取引監視等委員会事務局 ネットワーク事業監視課



目次

1. 事業者間精算費・収益の検討

- 1-1. 事業者間精算の概要
- 1-2. 事業者間精算費・収益の計算方法

2. 各事業者申請状況

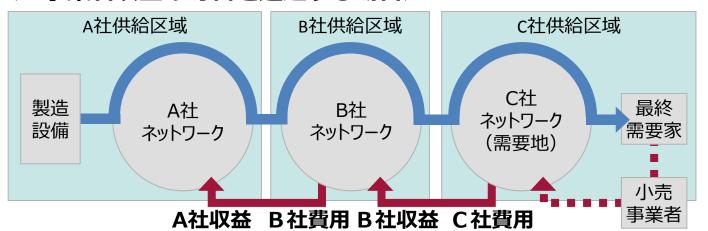
- 2-1. 事業者間精算の状況
- 2-2. 事業者間精算費の算定
- 2-3. 事業者間精算収益の算定
- 2-4. 高圧供給取引について

3. 事業者間精算費・収益に関する論点

1-1. 事業者間精算の概要

● 事業者間精算とは、最終需要家へのガス到達までに2事業者以上の導管を通過する 場合に、ガス導管事業者間で連結託送供給に係る費用を精算する仕組みである

<2事業者以上の導管を通過する場合>

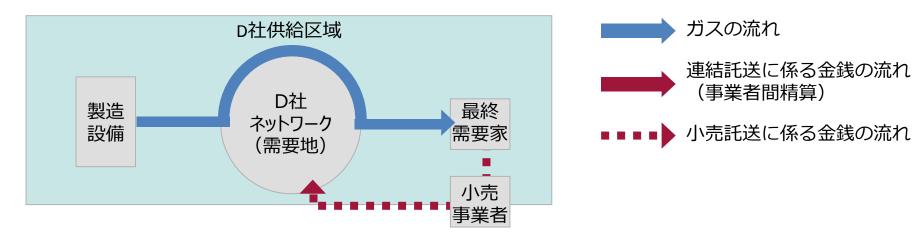


A社-B社間、 B社-C社間で、 それぞれ事業者間 精算が行われる

(事業者間精算)

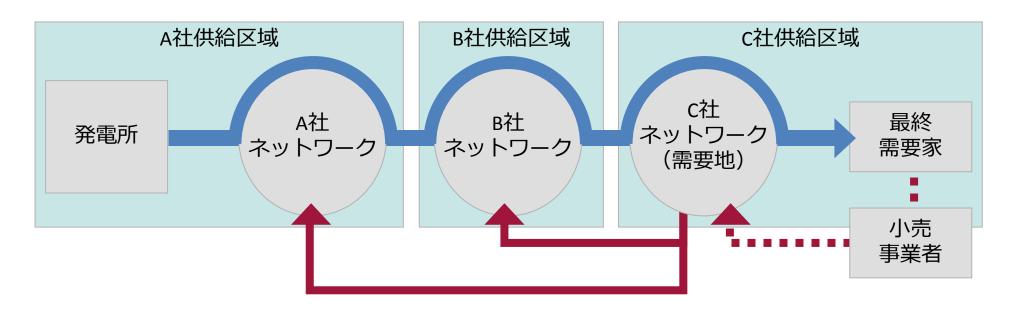
(参考)

<1事業者のみの導管を通過する場合>



(参考) 電気事業制度における振替供給の概念との比較

電気事業制度においては、最終需要家への電気到達までに通過する「すべての」一般 送配電事業者に対して、需要地一般送配電事業者が振替供給に係る費用(振替供 給料金相当額)を精算する



- C社 B社間、C社 A社間で、それぞれ事業者 間精算が行われる
- A社-B社間で精算がない点が、ガス事業制度 の事業者間精算とは異なる

電気の流れ

振替供給に係る金銭の流れ (事業者間精算)

■■■■ 接続供給に係る金銭の流れ

1-2. 事業者間精算費・収益の計算方法

事業者間精算費・収益ともに、算定省令に基づく計算方法により影響額が算出され、 原価に織り込まれる

費目		根拠(算定省令より)	ポイント
事業者間精算費	単価	直前に連結託送供給を行うことが見 込まれる 他の事業者が設定する事業 者間精算料金表 (※1) 当該他の事業者の 想定連結託送供給 ガス量等 (※2)	上流導管事業者 ^(※3) が経済産業 大臣に提出する事業者間精算料金 表に基づく単価
事業者間精算収益	単価 ※ 数量	当該一般ガス事業者が設定する事業 者間精算料金表 (※1) 実績値及び供給計画等を基に算定し た当該一般ガス事業者の想定連結託	「当該」 導管事業者が経済産業大 臣に提出する事業者間精算料金表 に基づく単価

(※1) 連結託送供給に係る費用を事業者間で精算するための料金を算出するための基礎となる料金表をいう

送供給ガス量等 (※2)

- (※2) 連結託送供給を行うことが見込まれるガスの量をいう
- (※3) 「直前に連結託送供給を行うことが見込まれる他の事業者」を「上流導管事業者」と表現する。次頁以降同様。

(参考) 託送供給約款料金の算定に関する省令(抜粋) 1/2

(一般ガス導管事業等の営業費の算定)

第四条 一般ガス事業者は、一般ガス導管事業等の営業費として、別表第一第一表(1)から(3)までに掲げる項目ごとに、同表(1)から(3)までに掲げる方法により算定される額を、様式第二に整理しなければならない。

別表第1 (第4条から第7条まで関係)

第1表

原価等の分類及び算定方法(営業費等)

(3) 個別査定対象ネットワーク費用(需給調整費以外のもの)

事業者間精算費

当該一般ガス事業者の直前に連結託送供給(一般ガス導管事業者又は特定ガス導管事業者(以下この(3)において「事業者」という。)が一の者に対する託送供給を連続して行う場合における託送供給のうち、当該一の者に対して行う最後の託送供給以外の託送供給をいう。以下この(3)において同じ。)を行うことが見込まれる他の事業者が設定する事業者間精算料金表(連結託送供給に係る費用を事業者間で精算するための料金を算出するための基礎となる料金表をいう。以下この表において同じ。)及び当該他の事業者の想定連結託送供給ガス量(連結託送供給を行うことが見込まれるガスの量をいう。以下この表において同じ。)等を基に計算した金額の合計額とする。(※3)

(※3) 一般ガス導管事業者の供給区域内における需要に係るガス及び一般ガス導管事業者が連結託送供給を行うガスについて、他の事業者が連結託送供給を行うことにより生ずる費用は、当該他の事業者が設定する事業者間精算料金表及び当該他の事業者が連結託送供給を行ったガス量等を基に計算するものとする。

(参考) 託送供給約款料金の算定に関する省令(抜粋) 2/2

(一般ガス導管事業等の控除項目の算定)

第七条 一般ガス事業者は、一般ガス導管事業等の控除項目として、別表第一第三表に掲げる項目ごとに、同表に掲げる方法により算定される額を、様式第四に整理しなければならない。

別表第1(第4条から第7条まで関係)

第3表

原価等の分類及び算定方法(控除項目)

事業者間精算収益

当該一般ガス事業者が設定する事業者間精算料金表(※)に実績値及び供給計画等を基に算定した 当該一般ガス事業者の想定連結託送供給ガス量等を基に計算した金額とする。

- (※)一般ガス事業者は、事業者間精算料金表を、原価等を基に、<u>ガスの供給圧力が中圧以上の場合又は低圧の場合に区分し</u>、定額基本料金、流量基本料金若しくは従量料金又はこれらを組み合わせたものとして設定しなければならない。また、一般ガス事業者は、事業者間精算料金表を設定したときは、遅滞なく、次の事項を記載した書類を経済産業大臣に提出しなければならない。
 - (1) 事業者間精算料金表及び当該料金表の算定根拠又は金額決定の方法に関する説明
 - (2) 想定連結託送供給ガス量

2-1. 各事業者申請状況:事業者間精算の状況

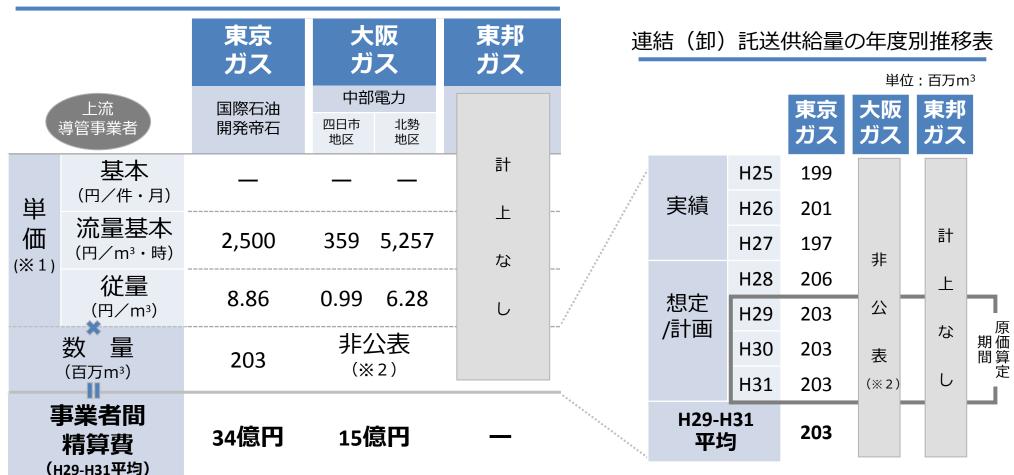
● 各事業者の事業者間精算の状況(対象事業者)は以下のとおり

費目	東京ガス	大阪ガス	東邦ガス
事業者間精算費	• 国際石油開発帝石	• 中部電力	
事業者間精算収益	京葉ガス武州ガス東部ガス大東ガス 他	大津市企業局河内長野ガス大和ガス伊丹産業 他	中部ガス犬山ガス津島ガス大垣ガス

2-2. 各事業者申請状況:事業者間精算費の算定

各事業者の事業者間精算費は、以下のとおり算定されている

事業者間精算費の算定根拠



- (※1)上流導管事業者の現行託送供給約款料金表を参照している
- (※2)上流導管事業者との卸供給契約に基づく需要想定量であり、個社との契約に係る情報となるため、非公表
- (出典) 東京ガス・大阪ガス・東邦ガスの情報に基づき、電力・ガス取引監視等委員会事務局が作成

2-3. 各事業者申請状況:事業者間精算収益の算定

● 各事業者の事業者間精算収益は、以下のとおり算定されている

事業者間精算収益の算定根拠

		東京	大阪	東邦	連	結(卸)	託送	供給量	の年度	別推移表
		ガス	ガス	ガス					単位	: 百万m³
	基本 (円/件・月)	50,000	75,500	141,430				東京ガス	大阪ガス	東邦 ガス
単	流量基本 (円/m³・時)	1,340	445 (*3)	1,160	A AP AP AP		H25	1,907	291	297
(*1)					**************************************	実績	H26	1,809	292	283
	従量 (円/m³)	冬期 (**2) : 1.66	2.25 (*3)	2.40	R R R R R R		H27	1,825	284	265
		その他期 (※2): 1.23			** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** **		H28	1,622	289	260
	**************************************	低圧加算額:22.10				想定	H29	1,619	288	260 盾
数 量 (百万m³)		1,591	323	260		/計画	H30	1,572	338	260 期 間 定
H					_		H31	1,582	343	260 🏻
事業者間 精算収益 (H29-H31平均)		68億円	12億円	11億円		H29-I 平比	_	1,591	323	260

- (※1) 託送料金算定省令に基づき設定され、平成28年7月に経済産業大臣に提出された事業者間精算料金表を参照している
- (※2) 冬期は12月~3月、その他期は4月~11月である
- (※3) 大阪ガスは、高圧供給割引を設定している(流量基本:▲340円/m³・時、従量:▲1.21円/m³)
- (出典) 東京ガス・大阪ガス・東邦ガスの情報に基づき、電力・ガス取引監視等委員会事務局が作成

2-4. 各事業者申請状況: 高圧供給取引について

● 各事業者の高圧供給取引の有無と、高圧供給割引の設定については、以下のとおり

	東京ガス	大阪	ガス	東邦ガス	
高圧供給取引の有無	あり	あり		なし	
高圧供給割引の有無	なし	あり		なし	
圧別料金	中圧・高圧共通	中圧	高圧	中圧・高圧共通	
基本 (円/件·月)	50,000	75,500	75,500	141,430	
流量基本 (円/m³・時)	1,340	445	105 (%3)	1,160	
従量 (円/m³)	冬期 (※1) : 1.66 その他期 (※1) : 1.23	2.25	1.04 (%3)	2.40	

高圧供給割引の有無 に対する考え方

- 省令に基づく設定
- 料金の継続性の 観点
- 卸先事業者が高圧 供給/中圧供給を 選択できない^(※2)
- 高圧供給においては、 中圧供給に係るコストを減額するため、 中圧原価相当の割引 単価を設定
- 現行の連結託送の 供給圧力は中圧の みのため、高圧向 け料金設定はなし

- (※1) 冬期は12月~3月、その他期は4月~11月である
- (※2) 高圧供給となるか中圧供給となるかは、需要の大小、連結点の地理的要因等も勘案されて決定される
- (※3) 大阪ガスは、高圧供給割引を設定(流量基本:▲340円/m³・時、従量:▲1.21円/m³) しており、表中の料金は割引後料金である

(出典) 東京ガス・大阪ガス・東邦ガスの情報に基づき、電力・ガス取引監視等委員会事務局が作成

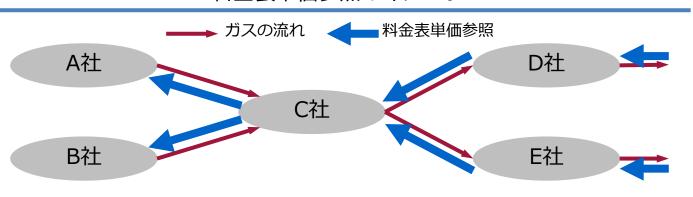
3. 事業者間精算費・収益に関する論点

論点			内容	対応	
ア	事業者間	単価	• 単価水準とその算定方法が妥当か		
<i>)</i> *	精算費	数量	• 原価算定期間(H29-H31)における想定需要量が妥当か	事務局にて	
1	イ 事業者間 精算収益	単価	• 単価水準とその算定方法が妥当か	確認予定	
1		精算収益	精算収益	数量	• 原価算定期間(H29-H31)における想定需要量が妥当か
ウ	高圧供給取引		高圧供給取引		
I	増査定の可否		• 事業者間精算費に関する増査定が許容されるか	議論	

3 – 1. (工)増査定の可否について:料金表単価参照の流れ

- 事業者間精算費の算出においては、上流導管事業者の事業者間精算料金表単価を 参照する
- 各事業者の認可申請時に上流導管事業者の料金表は決定されていなかったため、各事業者は事業者間精算費を「仮値」等で申請しており、適正原価は申請原価よりも増額する可能性がある

料金表単価参照のイメージ



認可申請時

現行制度の下、各事業者の認可申請時に 上流導管事業者の料金表は決定されていなかった

上流導管事業者の現行卸託送料金表単価等を参照し、 当該単価を基に事業者間精算費の 「仮値」を算出する方法により申請している なお、「仮値」をゼロとして申請している事業者もいる 各事業者の適正原価は申請原価よりも増額する可能性がある

3 – 1. (工)増査定の可否について:本料金審査上の対応方針

- 上流導管事業者の事業者間精算料金表が変更されることによる託送料金への影響については、(値上げ・値下げを問わず)外生的な要因による託送料金の改定として、変分改定を認める (※1) こととされている
- この考え方に準じて、本料金審査において、事業者間精算費を申請額より増額すること (増査定)を許容してはどうか

	増査定	認可原価の 内容	メリット	デメリット
案	許容 しない	「仮値」が そのまま 認可原価 となる	• 査定において、認可原価 は申請原価よりも増額さ せないことに対する例外 を作らない	• 変分改定制度を利用する こととなり、託送料金の 確定が平成29年4月以降 となる事業者が出てくる
案 ②	許容する	より適正な 認可原価 となる	全ての事業者の託送料金が予定通り平成28年内に確定する変分改定に係る追加負担はない	• 査定において、認可原価が申請原価より増額すること(増査定)に対する例外を認めることとなる

(※1) 外生的要因の影響による託送料金の変動に該当するため、ガス託送料金審査の結果に関わらず、 平成29年4月以降運用開始予定の変分改定制度を適用し、適正原価に改定することが考えられる

(参考) 変分改定制度について

2 パンケーキ問題について

- 前述のとおり、パンケーキの解消後は、卸託送料金相当額については事業者間で精算することとなるが、例えば、次頁のケース1の場合、一般ガス導管事業者Bが一般ガス導管事業者Aに支払うべき事業者間精算額については、一般ガス導管事業者Aの卸託送料金といった外生的な要因の影響を受けることとなる。
- また、次頁のケース2の場合、一般ガス導管事業者Bが一般ガス導管事業者Aに支払うべき事業者間精 算額については、**一般ガス導管事業者Aの卸託送料金や卸託送量といった外生的な要因の影響を受ける** こととなる。
- 電気事業と比較して、ガス事業の場合には、①事業者間精算を行うべき額が相対的に高額であることに加え、②その供給力の全てを卸供給に依存している事業者が多数存在することから、今般のパンケーキ解消が事業者の経営に与えるインパクトが非常に大きいところ、例えば、一般ガス導管事業者 A の卸託送料金の改定(ケース 1)や卸託送量の変化(ケース 2)に伴って、一般ガス導管事業者 B がその託送料金を改定するに当たり、仮に総原価の洗い替えを行うことを求めた場合には、事業者に過度な負担を強いることに加え、こうした外生的な要因を踏まえた適正な料金改定が速やかに実現しないことも想定されるところである。(注1)
- このため、パンケーキ解消に伴って事業者の負担が過度に増大することを防止することにより、この制度改革を実効的なものとし、これによって、ガスの広域的な流通やガス小売事業者間の競争を促進する観点から、上記のような外生的な要因によって託送料金を改定する場合には、総原価の洗い替えを行うことは必ずしも求めず、国が、改定後の事業者間精算額のみを審査するという変分改定を認めることとしたい。(注2)
- (注1) 例えば、東京電力の場合、高圧に係る接続供給料金(小売託送料金)の従量料金単価は2円32銭/kwhであり、事業者間精算の対象となる振替供給料金単価は19銭/kwhである一方、東京ガスの場合、小売託送料金の従量料金単価は2円58銭/m3であり、事業者間精算の対象となる卸託送料金の従量料金単価は3円30銭/m3である。
- (注2) これにより託送料金が値上がりする場合には変分認可、託送料金が値下がりする場合には変分届出。また、同じく外生的な要因による変分改定である石油石炭税に係る変分改定の場合と同様、原価算定期間終了後の料金改定であっても、この変分改定を認めることとする。なお、卸託送料金については、国に届け出られたものも対象。